

# 株式会社フーバーブレイン

## 定 款

平成 13 年 5 月 1 日公証人認証  
平成 13 年 5 月 8 日会社設立  
平成 15 年 6 月 16 日一部改正  
平成 15 年 8 月 11 日一部改正  
平成 16 年 6 月 28 日一部改正  
平成 17 年 10 月 18 日一部改正  
平成 18 年 6 月 28 日一部改正  
平成 26 年 12 月 22 日一部改正  
平成 27 年 10 月 15 日一部改正  
平成 28 年 7 月 1 日一部改正  
平成 30 年 6 月 22 日一部改正  
平成 30 年 10 月 1 日一部改正  
令和元年 6 月 25 日一部改正  
令和 2 年 6 月 25 日一部改正  
令和 3 年 6 月 25 日一部改正  
令和 4 年 6 月 27 日一部改正

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

#### 第1条

当会社は、株式会社フーバーブレインと称し、英文ではFuva Brain Limitedと表示する。

### (目 的)

#### 第2条

当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配並びに管理することを目的とする。

- (1) 情報通信技術及び情報通信ネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービスの企画、開発、運営、保守及び管理
- (2) 情報通信ネットワークにおけるシステム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入及び保守
- (3) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (4) 金融業及びリース業
- (5) 広告業
- (6) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営
- (7) 前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

#### 第3条

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (機 関)

#### 第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

### (公告の方法)

#### 第5条

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

#### 第6条

当会社の発行可能株式総数は、1500万株とする。

(自己株式の取得)

第7条

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をも

って、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

(招集権者及び議長)

第15条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第16条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条

当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

#### 第22条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

#### 第23条

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

#### 第24条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

#### 第25条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

#### 第26条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬)

#### 第27条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

#### 第28条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する

ことができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

(取締役会の議事録)

第29条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条

当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第32条

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第33条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第34条

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合

には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規定)

第38条

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条

当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

**第44条**

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

**第7章 計 算**

(事業年度)

**第45条**

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

**第46条**

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

**第47条**

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の排斥期間)

**第48条**

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

**第8章 その他**

(制定・改廃)

**第49条**

本規程は平成13年5月8日より施行する。

平成 15 年 6 月 16 日一部改正  
平成 15 年 8 月 11 日一部改正  
平成 16 年 6 月 28 日一部改正  
平成 17 年 10 月 18 日一部改正  
平成 18 年 6 月 28 日一部改正  
平成 26 年 12 月 22 日一部改正  
平成 27 年 10 月 15 日一部改正  
平成 28 年 7 月 1 日一部改正  
平成 30 年 6 月 22 日一部改正  
平成 30 年 10 月 1 日一部改正  
令和元年 6 月 25 日一部改正  
令和 2 年 6 月 25 日一部改正

令和3年6月25日一部改正

令和4年6月27日一部改正

## 附則

(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)

### 第1条

変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び  
変更後定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正  
する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年  
9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、  
変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力  
を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過  
した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。